

地籍調査

地籍調査とは？

一筆ごとの土地に関する記録

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。

平成の現代においても、登記所に備え付けられている地図の約半分は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）をもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりする場合もあるのが実態です。

地籍調査により作成された「地籍簿」と「地籍図」は、その写しが登記所に送付され、登記所において地籍簿をもとに登記簿が書き改められるほか、地籍図が不動産登記法第14条の地図として備え付けられます。

地籍調査の成果によって不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。

地籍調査は、市町村等の地方公共団体が実施します。ただし、自治会、町内会などで話し合い、みなさんが自ら準備を進めて、市町村等へ働きかけることも肝心です。

- 一筆とは、土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のことです。登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引の単位となっています。

公図から地籍図へ

公図（字限図）

明治時代初期の地租改正によって作成された地図
(登記所に備え付けられていました)

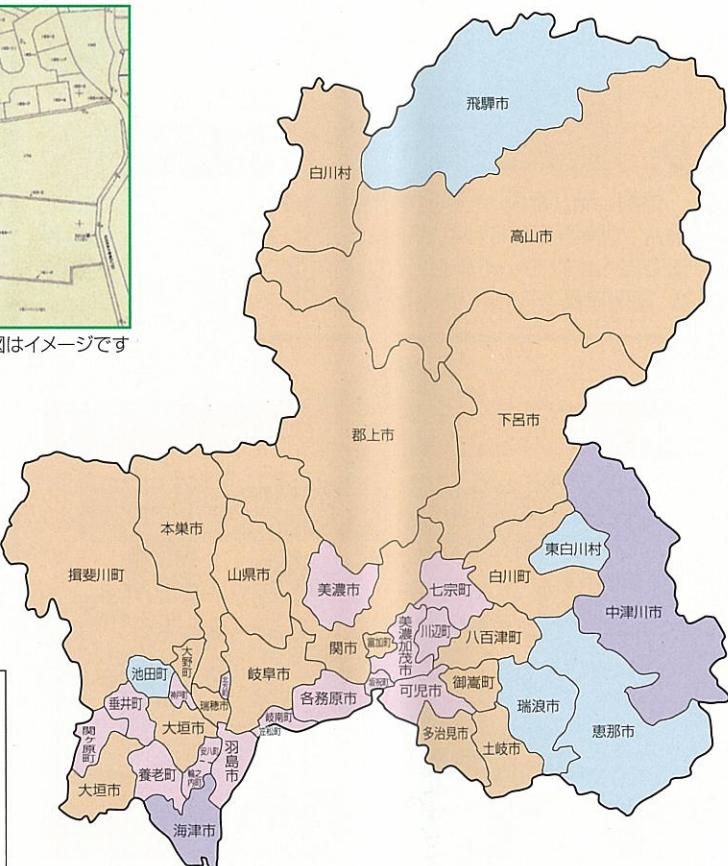
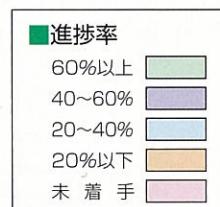
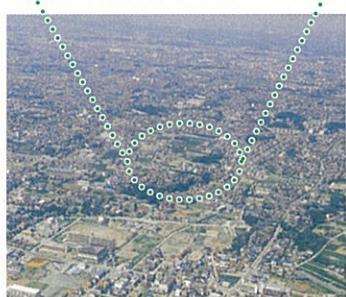


地籍図

国土調査法による地籍調査を実施した地域の地図
(新たに登記所に備え付けられます)



※写真と図はイメージです



岐阜県